

※本仕様書（案）は、提案用見積書作成のための参考に提示するものである。

契約時の仕様書は、プロポーザルでの提案内容により必要に応じて加筆修正する。

## 仕様書（案）

- 1 件名  
大田区職員採用PR業務委託
- 2 委託期間  
契約締結日から令和8年3月31日まで
- 3 履行場所  
大田区指定場所（人事課ほか）
- 4 PR対象  
特別区職員採用試験・選考受験者をはじめとする公務員志望者

### 5 業務内容

#### 【各業務を通じた基本的な考え方】

今後の大田区職員の採用PRに関して、より効果的に実施するため一過性ではない長期的な計画書を作成する。

その計画と適合するように、区職員の仕事内容及びその魅力を紹介する採用PRコンテンツを作成する。各コンテンツは、大田区への関心や働くイメージを持てるように促すとともに、大田区の職員になりたいと思える内容とすること。

また、採用PRコンテンツの作成と合わせて、大田区への受験希望者の裾野を広げるために、ターゲティング戦略に基づくプッシュ型広報を実施する。

#### 【個別業務】

##### (1) 採用PRに関する長期計画書の作成（3年間）

長期の総合的な計画書を作成することとし、計画の期間は、3年間（令和7年度から令和9年度まで）とする。作成に当たっては、以下の（2）から（5）までの内容を取り入れること。

##### (2) 大田区職員採用案内2026版下データ制作

###### ア 規格

A4版 20頁（表紙、裏表紙含む） 全4色刷り 中綴じ

###### イ 制作

カラーバリアフリー等、ユニバーサルデザインに配慮した紙面づくりを念頭に置き、以下の点に留意すること。

###### (ア) デザイン・レイアウト等

a 紙面デザイン業務については、区と協議の上、専門のデザイナーを起用すること。

b 表紙には、「大田区職員採用案内2026」とともに、全体のテーマとなる

キャッチフレーズを記載すること。キャッチフレーズは、上記「5 業務内容」の各業務を通じた基本的な考え方に沿ったものとする。

- c 表紙デザインは必ず異なるコンセプトにおいて3案以上作成すること。
  - d 表紙は、一目見て大田区の職員を募集するパンフレットであることが分かるデザインとすること。
- (イ) 構成（台割）・原稿作成等
- a 構成（台割）作成については、上記「5 業務内容」の各業務を通じた基本的な考え方に沿った方針で作業を行い、構成（台割）及び構成要素一覧の案を作成し、区に提出すること。
  - b 構成内容については、区と協議して承認を得ること。
- (ウ) 取材・撮影
- a 受託者は、取材、写真撮影時、現場に編集責任者を別途配置し、進行管理に当たらせること。
  - b 取材、記事執筆には専門のライターを起用した上で、取材等の内容について録音を行うこと。区から求めがあった場合には、速やかに反訳を提出すること。
  - c 取材・写真撮影を行う区域は大田区内とし、その日数は区と協議し、必要最低限とすること。
  - d 受託者の責任において使用場所の使用許可及び撮影許可を取り、取材・写真撮影に関わる全ての交渉を行うこと。また、プライバシーや肖像権の侵害を行わないよう、受託者の責任において対策を講じること。
  - e 写真撮影は原則取材と合わせて行い、受託者の事情により写真撮影のみ別途行う場合は、上記cの日数に含めない。
  - f 撮影した写真について、区が求める品質に達しないと判断した場合は、受託者は再度撮影の上、提出すること。
  - g 取材・写真撮影時に事故等が発生し、取材対象または第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において誠意を持って当事者に対応するとともに速やかに担当者に報告すること。（「12 その他」（1）参照）
- (エ) 写真、画像、イラスト等データの取得
- 掲載写真、画像、イラスト、地図等の素材については、区から提供可能なものを除き、全て受託者が撮影、作成、または購入すること。
- (オ) 校正
- a 各校正出しに合わせて、PDF で出校すること。PDF データの変換に際しては、Adobe Reader(Windows 版)で正常な状態で閲覧及び文字検索が可能なファイルとすること。
  - b 校正用原稿への赤字修正及び、テキストファイル等、区からの指示に基づき修正を行うこと。

c 校正の回数は、区と協議の上決定すること。

### (3) 採用PR動画制作

#### ア 動画規格

撮影は4K（3840×2160ピクセル、約829万画素）以上の解像度で行い、記録形式はMPEG-4フォーマットとする。

#### イ 企画立案

受託者は動画制作に当たり企画立案を行い、区と協議の上決定すること。骨子、絵コンテ、シナリオ及びナレーション原稿を作成し、区の承認を得て、動画の内容を具体的に組み立てていくものとする。

#### ウ 編集

編集作業の概要は以下のとおりとし、以下の内容と相違する作業が発生した場合は、区と受託者双方の協議により実施の有無を決定するものとする。

##### (ア) 構成（台割）・原稿作成等

a 長編動画（5～10分程度）を1種類制作して、それを基に用途別に分けた短編動画（概ね2分以内）を5種類程度、SNS等掲載用の縦型のショート動画（概ね20秒以内）を5種類程度制作すること。

なお、長編動画は、複数種類の内容を1本に編集したものも可とする。

また、長編動画の内容によって短編動画及びショート動画の本数が増減となる可能性があるため、区と協議の上決定すること。

b 構成（台割）作成については、上記「5 業務内容」の各業務を通じた基本的な考え方に沿った方針で作業を行い、構成（台割）及び構成要素一覧の案を作成し、区に提出すること。構成内容については、区と協議して承認を得ること。

c 手話通訳、ナレーション及びテロップを使用することを原則とし、障がいのある方にも分かりやすい映像を作成すること。テロップ入れは1シーンにつき30ワード以内とすること。また、映像内の手話通訳・ナレーションの使用場面や、手話通訳者・ナレーターの設定は区と協議の上決定すること。

d カラーバリアフリー等、ユニバーサルデザインに配慮すること。

##### (イ) 取材・撮影

a 受託者は、取材、動画撮影時、現場に編集責任者を配置し、進行管理に当たらせること。

b 取材・動画撮影を行う区域は大田区内とし、その日数は区と協議し、必要最低限とすること。

c 受託者の責任において使用場所の使用許可及び撮影許可を取り、取材・動画撮影に関わる全ての交渉を行うこと。また、プライバシーや肖像権の侵害を行わないよう、受託者の責任において対策を講ずること。

- d 動画撮影は原則取材と合わせて行い、受託者の事情により動画撮影のみ別途行う場合は、上記bの日数に含めないこと。
- e 撮影した動画について、区が求める品質に達しないと判断した場合は、受託者は再度撮影の上、提出すること。
- f 取材・動画撮影時に事故等が発生し、取材対象または第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において誠意を持って当事者に対応するとともに速やかに担当者に報告すること。（「12 その他」（1）参照）

(ウ) 写真、画像、イラスト等データの取得

- a 動画に挿入する静止画像（映像）等の素材については、区から提供可能なものを除き、全て受託者が撮影、作成、または購入すること。
- b 動画に使用するBGMで、万一著作権使用料が発生するBGMを使用する場合は、受託者が費用を負担するものとする。なお、その場合はBGMの使用期間が可能な限り長くなるような使用許可を取得すること。

(エ) 校正

動画の編集作業終了後、確認用の試写を行うこととし、必要な場合は再編集作業を行うものとする。なお、再編集作業の回数は、区と協議の上決定すること。

(4) ターゲティング戦略に基づくプッシュ型広報

ア 概要

大田区への受験希望者の裾野を広げるために、以下のデジタルプロモーションを実施すること。実施に当たっては、過年度に大田区が制作した各種PR動画等や新たに制作するPR動画等を活用するほか、広告を掲載する媒体によってはクリエイティブ（広告掲載用の素材）を別途制作すること。

イ 広報手法

(ア) WEB 広告

検索連動型のSNS広告（動画投稿型を含む）・ディスプレイ広告等を行うこと。「4 PR対象」と合致するように検索キーワードを設定して、効果的な広告表示を行うこと。なお、行政の広告に適さないWEBページ・動画等への広告表示を行わないこと。

(イ) その他

受託者の企画立案により上記以外のデジタルプロモーションを行う場合は、区の承認を得て実施すること。

ウ 期間

令和7年6月から令和8年3月まで

※特別区人事委員会等が定める採用試験・選考日程を踏まえて具体的に設定すること。

エ デジタルプロモーションに当たっての留意事項

(ア) 広告媒体ごとにアクセス数やアクセス者の居住地域等、広告の成果の把

握につながるデータを取得し、区と共有すること。なお、最適な広告効果創出を目指しPDCAを用いて運用を行うこと。

(イ) 広告配信は、インプレッション数・クリック実績といった広告に対する反応に留まらず、エンゲージメント・コンバージョン実績等の区ホームページ流入後の広告への反応を比較検証しながら、ターゲットに集中的に広告を配信していくことで、事業効果の最大化を図ること。

(ウ) 広告配信状況やウェブサイトのアクセス分析を行い、月次でレポートを作成し、提出するとともに、中間報告の場を設け、分析結果に基づいた改善策を提案・実施すること。なお、中間報告の時期・回数は、受託後に区と協議の上決定すること。

(エ) 広告の表示回数、視聴者の属性（年齢・地域・特性等）や広告からのウェブサイト誘導状況を分析しながら、事業の状況に応じてターゲット層の変更、絞り込み等改善策を区と協議の上、実施すること。

#### (5) 効果検証・分析

ターゲティング戦略に基づくプッシュ型広報について、効果検証・分析を行い、区へ報告すること。

ア 効果検証スキームについては、概要や考え方を踏まえ、区と受託者で協議の上、決定するものとする。

イ 効果測定に必要な計測環境を適切に設置すること。また計測環境に不具合が生じた場合は速やかに報告・対応すること。

ウ 事業効果を把握するために必要な効果検証方法を検討すること。

エ 全ての広告配信完了後に効果検証・分析を盛り込んだデジタルプロモーション実施報告書を提出すること。

## 6 全体運営

(1) 受託者は、本委託を効果的かつ効率的に履行するため、実施体制を明確にすること。

(2) 受託者は、業務全体を管理・統括する者（以下、「業務責任者」という。）を指定し、業務実施体制図を契約締結日の翌日から一週間以内に提出すること。

(3) 区との打合せには、必ず業務責任者が出席し、必要に応じて制作に携わるスタッフを同席させること。打合せは進捗状況に応じ適宜行うこと。

#### (4) 進捗状況管理

企画、撮影、編集、校正及び納品に係る全体スケジュールを策定し、提出すること。

また、履行に当たり、進捗状況を綿密に報告し、区とよく協議、調整をしながら業務を進行すること。

#### (5) 他自治体等の採用PRコンテンツの調査・研究

受託者は、他自治体等のデジタルプロモーション及び採用PRコンテンツ

(パンフレット、動画等)の作成内容等を調査・研究し、本委託内容における企画立案の参考とするとともに、調査・研究結果を区へPDFデータ等にて報告すること。

## 7 成果物

成果物は、以下のとおり電子記録媒体で令和7年11月21日までに提出すること。ただし、デジタルプロモーション実施報告書については令和8年3月31日までに提出すること。

### (1) 各種成果物の提出

ア 採用PRに関する計画書データ 1枚

計画書データを格納したDVD-R等を納品すること。

イ 大田区職員採用案内2026版下データ

(ア) 印刷用データ 1枚

印刷用データファイル、EPS、JPG、掲載した全ての画像データ、修正可能なデザイン等のデータファイル及びAdobe Reader(Windows版)で正常な状態で閲覧及び文字検索が可能なPDFファイル(全頁1ファイルにしたもの)を納品すること。

(イ) 大田区ホームページ掲載用PDFデータ 1枚

Adobe Reader(Windows版)で正常な状態で閲覧でき、第三者が加工できないように保護され、文字検索が不可能なPDFファイル(1頁ごと、見開き2頁ごと、全頁1ファイルにしたもの)を納品すること。各PDFファイルは、大田区ホームページに掲載可能な容量に調整すること。

(ウ) 各頁の画像データ及びテキストデータ 1枚

1頁ごと及び見開き2頁ごと並びに区が指定した画像データ(JPG等)を納品すること。

また、掲載した全ての文章のテキストデータをワードやテキストドキュメント等の形式で納品すること。

ウ 採用PR動画

解像度は4K(3840×2160ピクセル、約829万画素)以上とし、記録形式はMPEG-4フォーマットで納品すること。

(ア) DVDプレーヤー再生用(DVD-R等) 2枚

(イ) PC再生用(YouTube投稿用含む(mp4形式ファイル)) 2枚

エ デジタルプロモーション実施報告書データ 1枚

報告書データを格納したDVD-R等を納品すること。

### (2) 留意事項

ア 受託者は、成果物について、当該著作物の引き渡し時に、区に無償で譲渡するものとし、著作権者人格権の不行使を約するものとする。

また、契約期間終了後、対外的な発表、複製、翻訳、譲渡及び貸与するこ

とに対し、受託者は一切の異議を申し立てない。

イ 本事業のために新たに作成された素材映像、画像、アニメーション、イラスト、デザイン、映像等の著作権は、区に帰属する。ただし、成果物に受託者または他者が既に著作権を保有しているもの（以下「著作物」という。）が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、受託者または他者に帰属するものとする。この場合、受託者または他者は区に対し、当該成果物を区が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。

ウ 本事業により区に対し納品した成果物は、区ホームページでの配信、採用説明会、オンライン形式による採用活動等で使用できるものとする。このことを踏まえ、映像、音楽等の著作権・肖像権等、権利関係の処理を済ませた上で成果物を納入すること。それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、区は責任を負わないこととする。

エ 成果物が、他者の肖像権、所有権及び著作権等を侵すものでないこと。

オ 成果物に使用するメディアは受託者が用意すること。

カ 受託者は、本業務を遂行するに当たり、本業務の全部を一括して再委託してはならない。本業務の一部を再委託する場合は、区の承認を得なければならない。

## 8 費用負担

採用PR計画書作成、版下制作・編集、動画制作・編集、ターゲティング戦略に基づくプッシュ型広報に付随する費用等、受託者が本業務の履行に要する一切の経費は、契約金額に含むものとする。

## 9 支払方法

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

## 10 著作物の帰属

(1) 本業務に係る成果物について、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条に規定する著作物（以下、著作物という）に該当する場合には、当該著作物に関する著作権（著作権法第21条から28条に規定する権利をいう、以下同じ）は、すべて区に帰属するものとする。

(2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。

また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

(3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ区に通知するとと

もに第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

- (4) 上記(1)から(3)までの規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 11 受託者の責務

- (1) 本件委託の内容及び履行に際して知り得た秘密は、契約期間はもとより契約終了後も第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報について別紙「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を遵守すること。
- (3) 受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (4) 受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (5) 受託者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

## 12 その他

- (1) 万が一事故が発生したときには、直ちに区に報告するとともに、受託者の責任において適切に処置を講ずること。
- (2) 成果物の詳細は区と協議の上、都度決定するものとする。
- (3) 成果物が納入された後、契約内容に適さない不足・不備等の隠れた箇所が発見された場合は、区と協議の上、誠意をもって対応すること。
- (4) 本委託に関して定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、区と受託者との協議により決定するものとする。